이 공지는 귀하가 이용한 대출 상환 개시에 관한 통지입니다.

〒００
札幌
北２条西７丁目１番地
かでる２．７　３階

道社協第　　号
令和４年 11 月●●日

道社協　太郎　　様
関係者番号:●●●●●

社会福祉法人北海道社会福祉協議会　会長
（公印略）

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金　償還開始のお知らせ

今回お知らせする貸付の第１回目の償還期限(入金期限)は**令和５年２月２５日**です

【口座振替による償還（原則） 지불방법은 계좌이체 (아래의 3 개은행에 한함)

・償還方法は、**「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれか**の口座振替（自動引落）となっています。
・**毎月２５日**(金融機関が休業日の場合翌営業日)に引落を行います。残高不足にならぬよう必ず前日までに確認ください。
・口座振替未届出（下記口座欄空白）の場合早急に**別添"預金口座振替依頼書"**を特例事務センターへ送付ください。
（※注意 1:届出頂いても印鑑相違や金融機関の登録で時間を要し、初回の振替に間に合わない場合がございます。）
・なお、口座振替未登録や残高不足などで振替できない場合には、後日郵送する払込取扱票でお支払いいただきます。

【今回償還が開始する貸付金の償還計画】　【令和４年○月○○日時点のデータから作成】

		貸付１ 関係者番号：●●●●	貸付２ 関係者番号：●●●●	貸付３ 関係者番号：●●●●	貸付４ 関係者番号：●●●●
資金名称・資金コード		緊急小口資金　KA	総合支援資金（初回貸付）　SX		
貸付コード		1○○○○○	4○○○○○○		
貸付額		200,000 円	600,000 円		
償還済額		0 円	0 円		
償還残高		200,000 円	600,000 円		
償還期間		2 年 0 ヶ月	10 年 0 ヶ月		
（自）償還期間開始日		令和 5 年 1 月 26 日	令和 5 年 1 月 26 日		
（至）最終償還期限日		令和 7 年 1 月 25 日	令和 15 年 1 月 25 日		
償還期日		毎月 25 日限り※参考：令和５年１月 26 日が償還期間開 初回の償還期限日は、令和５年２25 日（土）ですが、 金融機関が休業日のため、口座振替は 27 日（月）となります。			
償還金額（1 回目以降）		8,330 円	5,000 円		
償還金額（最終回）		8,410 円	5,000 円		
償還回数　※月賦払い		24 回	120 回		
届出済み	金融機関	北洋　銀行	北洋　銀行		
振替口座	支店名	本店	本店		
			普通預金		
			1234***		

본인이 이용한 대출의 종류와 코드 번호 (문의시, 이 번호를 알려주세요)

본인이 대출한 금액
이미 변제한 금액
앞으로 변제해야 할 금액

변제기간, 기간개시일, 기간종료일, 지불기일은 매월 25 일.
※예: 개시일 = 2023/1/26 의 경우, 최초 지급기일은 2/25(토). 토, 일, 공휴일의 경우는 다음 영업일에 이체.

매월 1 회, 상환하는 금액
마지막 달에 상환하는 금액（끝수 조정）
변제 횟수 (매월 1 회)

이 계좌에서 자동으로 이체됩니다.
※ 기입이 없는 경우, "예금계좌이체 의뢰서"에 기입, 회신용 봉투로 우송. 안 될 경우 추후 불입표를 송부하겠습니다.

2. 주소, 성명의 변경 등은
우선 TEL. 0120-540-058 로 전화.
주소 등 변경의 서류를 송부합니다.

厳守事項など

1.期限まで　金(元金及び利子)を納めること。
2.借受人に次の事項が生じている場合、直ちに届け出ること。
(1)住所を変更したとき
(2)改姓・改名したとき
(3)死亡、または行方不明になったとき
(4)その他北海道社会福祉協議会が定める事項
3.破産など債務整理手続開始の通知先は、「北海道社会福祉協議会　生活支援課」です。
4.次の１つにあてはまるときには、貸付金の全部又は一部を一括で返していただくことがあります。
○借入金を他に流用したとき　○虚偽の申込みその他不正な手段による借入を行ったとき　○故意に理由なく貸付金の償還を怠ったとき　○その他本貸付の趣旨に反する事実が認められたとき
5.償還期限までに貸付金
滞利子を徴収します
6.上記の償還期日より償
発行します。（減額して

4. 대출에 관해 부정을 행한 경우, 한번에 전액 변제를 받습니다.
5,6.최종상환기한일(예:2025 년 1/25) 까지 전액 지급하지 않는 경우 이자가 부과됩니다. 월별 체납에는 이자가 부과되지 않지만, 3 개월을 기준으로 독촉장을 보냅니다.

【この通知に関するお問い合わせ先】
北海道社会福祉協議会　コロナ特例事務センター
☎電話：**0120-540-085**（フリーダイアル：平日９：００～１８：００）

生活福祉資金の償還（返済）について

○償還方法は、**「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれか**の口座振替です。

○「振替口座が**未届出**」の場合

別添“**預金口座振替依頼書**”[illegible]送ください。

○「**一括で返済**したい」場合

払込取扱票を発行しますので、[illegible]

한번에 전액변제를 원할 경우 불입취급표를 보내므로
TEL 0120-540-085 로 전화

・주민세 비과세세대(수입이 적어 주민세를 내지 않아도 되는 세대)는 변제가 면제되는 경우가 있습니다. (2022 년도 면제신청 안내는 2022 년 5 월에 송부완료) ・ 면제내용에 대한 자세한 내용은 별첨의 후생노동성 전단지(각 국어판)를 참조해 주십시오.

償還免除申請はお忘れなく！

○今回償還開始する貸付の免除申請をお忘[illegible]ませんか？

＜償還免除となる要件＞

・令和３年度又は４年度に借受人と世帯主が住民税非課税

・生活保護受給　・身体障害者手帳（１級又は２級）

・精神保健福祉手帳（１級のみ）など

○償還開始後でも新たに免除要件に該当した場合、全部または一部の償還を免除できる場合があります。

○詳しくは別添のチラシをご覧ください。

○申請様式がない場合、ホームページ 北海道社会福祉協議会 から ダウンロード、またはコロナ特例[illegible]

・지불이 매우 어려운 경우, 일정 기간 지불 정지(연기)하는 것이 가능.
※ 신청 방법 등은, 현재 조정 중입니다.
결정되면 Web: dosyakyo.or.jp 에 게재

償還が困難な場合（猶予（停止）等）には…

○地震や火災等での被災　○病気療養中　○失業又は離職　○その他道社協が認める場合（低収入、収入の減少、ＤＶ被害、多重債務、公共料金滞納など）など著しく償還が困難と認められるとき一定期間の償還猶予（停止）等が可能です。

○希望する場合には、ホームページ 北海道社会福祉協議会 をご覧になるか、コロナ特例事務センターにお問い合わせください。(※現在、猶予などの具体的手続きについては、調整中です※)

生活にお困りの場合の相談先

・생활에 어려움이 있을 때의 상담처입니다.
자세한 사항은, 별첨의 후생 노동성 전단지(각 국어판)를 봐 주세요.

市（区）町村社会福祉協議会

一人で悩まず、まずは相談してみませんか

○道内全ての市（区）町村にある社会福祉協議会は、福祉に関する生活の困りごとを相談できる身近な窓口です。

○償還が困難な原因には、様々な生活課題が絡みあっている場合がありますが、生活状況等の把握などを行い、償還猶予措置の紹介や適切な制度・機関へのつなぎを行うなどの相談・支援を行います。

生活困窮者自立相談支援機関

お金、仕事、住宅などで生活にお困りの場合には・・・

○お住まいの市町村ごとに相談窓口（市ごと、町村にお住まいの方は振興局ごと）があります。

○日々の生活、仕事（就労支援）、家計（家計に対するアドバイスや債務整理のご案内）のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら支援します。